

## 平成23年第3回邑南町議会臨時会(第1日)会議録

1. 招集月日 平成23年 4 月 26 日 告示  
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場  
 3. 開 会 平成23年 5 月 9 日 (月) 午前10時30分  
 閉会 午後 4 時55分

### 4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大屋光宏	2 番	宮田秀行	3 番	中村昌史	5 番	日野原利郎
6 番	清水優文	7 番	辰田直久	8 番	松本 正	9 番	亀山和巳
10 番	日高 學	11 番	石橋純二	12 番	高本勝藏	13 番	山中康樹
14 番	長谷川敏郎	15 番	日高勝明	16 番	三上 徹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大屋光宏	2 番	宮田秀行	3 番	中村昌史	5 番	日野原利郎
6 番	清水優文	7 番	辰田直久	8 番	松本 正	9 番	亀山和巳
10 番	日高 學	11 番	石橋純二	12 番	高本勝藏	13 番	山中康樹
14 番	長谷川敏郎	15 番	日高勝明	16 番	三上 徹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋良治	副町長	桑野 修	総務課長	藤間 修
定住促進課長	原 修	企画財政課長	沖 幹雄	情報推進課長	小林雅博
町民課長	服部 導士	税務課長	三上俊二	福祉課長	三上洋司
農林振興課長	坂本敬三	商工観光課長	東 義正	建設課長	田中節也
水道課長	上田英至	保健課長	日高 誠	会計管理者	安原賢二
瑞穂支所長	藤田憲司	羽須美支所長	福田誠治	教育委員長	河野義則
教育長	土居達也	学校教育課長	細貝芳弘	生涯学習課長	森岡弘典

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋原 進 事務局係長 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大屋光宏	2 番	宮田秀行

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

## 平成23年第3回邑南町議会臨時会議事日程

平成23年5月9日（月）午前10時30分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて

議案第52号 専決処分の承認を求めることについて

議案第53号 専決処分の承認を求めることについて

議案第54号 専決処分の承認を求めることについて

議案第55号 専決処分の承認を求めることについて

議案第56号 専決処分の承認を求めることについて

議案第57号 専決処分の承認を求めることについて

議案第58号 専決処分の承認を求めることについて

議案第59号 専決処分の承認を求めることについて

議案第60号 専決処分の承認を求めることについて

議案第61号 訴えの提起について

## 平成23年第3回邑南町議会臨時会追加議事日程

平成23年5月9日（月）

追加日程第1 議長辞職の件

## 平成23年第3回邑南町議会臨時会追加議事日程

平成23年5月9日（月）

追加日程第2 議長の選挙

## 平成23年第3回邑南町議会臨時会追加議事日程

平成23年5月9日（月）

追加日程第3 議席の一部変更

## 平成23年第3回邑南町議会臨時会追加議事日程

平成23年5月9日（月）

追加日程第4 副議長辞職の件

## 平成23年第3回邑南町議会臨時会追加議事日程

平成23年 5 月 9 日 (月)

追加日程第5 副議長の選挙

## 平成23年第3回邑南町議会臨時会追加議事日程

平成23年 5 月 9 日 (月)

追加日程第6 議会広報特別委員会委員の辞任の件

追加日程第7 浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件

## 平成23年第3回邑南町議会臨時会追加議事日程

平成23年 5 月 9 日 (月)

追加日程第8 常任委員会委員の選任

追加日程第9 議会運営委員会委員の選任

追加日程第10 特別委員会委員の選任

追加日程第11 特別委員会委員長、副委員長の互選

追加日程第12 邑智郡総合事務組合議会議員の選挙

追加日程第13 邑智郡公立病院組合議会議員の選挙

追加日程第14 江津邑智消防組合議会議員の選挙

追加日程第15 議案第62号監査委員の選任の同意について

## 平成23年第3回邑南町議会臨時会(第1日)会議録

平成23年 5 月 9 日 (月)

—— 午前10時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

●議長(三上徹) おはようございます。今回、新しく多くの顔ぶれが変わりまして、また議場の配置等々も、まあ、農業委員会の委員長さんも加えるというようなことになりまして、今年度初めての議会でございます。定足数に達しておりますので、ただ今より、平成23年第3回邑南町議会臨時会を開会をいたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

●議長(三上徹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。1番大屋議員、2番宮田議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第2 会期の決定

●議長(三上徹) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日5月9日の1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(三上徹) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日5月9日の1日限りと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●議長(三上徹) 日程第3、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第51号、専決処分の承認を求めることについてから議案第61号訴えの提起についてまで、以上、11議案を一括上程をいたします。執行部から提出、提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 本日提案いたします議案は、条例改正の専決処分の承認を求める件が2件、補正予算の専決処分の承認を求める件が8件、その他1件でございます。よろしくお願いを申し上げます。それでは議案第51号及び議案第52号の提案理由をご説明申し上げます。まず議案第51号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産一時金35万円を39万円に改正するため、邑南町国民健康保険条例について所要の改正を専決処分したものでございます。次に議案第52号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、邑南町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

●服部町民課長(服部導士) 番外。

●議長(三上徹) はい、服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 議案第51号邑南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるところでございます。この度の邑南町国民健康保険条例の一部改正は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴うものでございまして、本年3月30日に公布され、4月1日からの施行となることから、専決処分により改正したものでございます。改正の内容でございますが、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、緊急少子化対策として暫定的に措置されてまいりした出産育児一時金の4万円の加算につきまして、期限切れを迎えるにあたり、経済的、継続的な措置を必要とする現状を踏まえ、同加算措置を恒久化するためのものでございます。新旧対照表をご覧くださいと、現行の附則の6、経過措置に平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、出産育児一時金については35万円とあるのは39万円とするとございしますが、この経過措置を削除し、第7条の出産育児一時金につきまして、35万円を改正後では39万円としております。したがって、本年4月1日以降も、出産育児一時金は39万円、産科医療補償制度加算となります。以上が、国民健康保険法施行令の一部改正に伴います邑南町国民健康保険条例の一部改正の説明でございます。

- 議長(三上徹)** 服部君、ちょっとこっちに。今先30日公布だ言やあせだった。
- 服部町民課長(服部導士)** 3月30日公布です。
- 議長(三上徹)** 31日になっているだろうが。違う。公布が。
- 服部町民課長(服部導士)** 法の方です。以上が、国民健康保険法施行令の一部改正に伴います邑南町国民健康保険条例の一部改正の説明でございます。本条例は、4月1日から施行することとなりますので、議会を召集する暇がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。この度は、同条第3項の規定により、その専決処分につきまして議会の承認を求めるものでございますので、よろしく願いいたします。次に、議案第52号邑南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申しあげます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるとでございます。この度の邑南町国民健康保険税条例の一部改正は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴うものでございまして、本年3月25日に公布され、4月1日からの施行となることから専決処分により改正したものでございます。改正の内容でございますが、国民健康保険税の賦課限度額の見直しでございます。新旧対照表をご覧くださいますと、第2条第2項が保険料の基礎賦課額の限度額でございまして、50万円が51万円に、1万円の引き上げでございます。第3項が後期高齢者支援金等賦課額の限度額でございまして、13万円が14万円に、1万円の引き上げでございます。第4項が介護保険金賦課額の限度額でございまして、10万円が12万円に、2万円の引き上げでございます。次の第23条につきましては、国民健康保険税の減額でございますが、この減額の限度額にそれぞれの金額を引用しておりますので改正するものでございます。以上が、国民健康保険法施行令の一部改正に伴います邑南町国民健康保険税条例の一部改正の説明でございます。本条例は、4月1日から施行することになりますので、議会を召集する暇がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。この度は、同条第3項の規定により、その専決処分につきまして議会の承認を求めると、ものでございますので、よろしく願いいたします。
- 石橋町長(石橋良治)** はい、議長、番外。
- 議長(三上徹)** はい、石橋町長。
- 石橋町長(石橋良治)** 議案第53号から議案第60号までの提案理由をご説明申しあげます。まず、議案第53号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成22年度邑南町一般会計補正予算第8号により、歳入歳出それぞれ9千335万1千円を増額することについて、専決処分したものでございます。次に議案第54号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成22年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号により、歳入歳出それぞれ2千686万6千円を増額することについて専決処分したものでございます。次に議案第55号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成22年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号により、歳入歳出それぞれ105万円を減額することについて専決処分したものでございます。次に議案第56号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成22年度邑南町老人保健事業特別会計補正予算第3号により、歳入歳出それぞれ262万8千円を増額することについて専決処分したものでございます。次に議案第57号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成22年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号により、歳入歳出それぞれ30万1千円を増額することについて専決処分したものでございます。次に議案第58号専決処分の承認を求めることについてでございます

が、これは平成22年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第5号により、歳入歳出それぞれ575万7千円を減額することについて専決処分したものでございます。次に議案第59号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成22年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号により、歳入歳出それぞれ536万6千円を減額することについて専決処分したものでございます。次に議案第60号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成22年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第5号により、歳入歳出それぞれ2千98万6千円を減額することについて専決処分したものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、沖企画財政課長。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** 議案第53号専決処分の承認を求めることについて、平成22年度一般会計補正予算第8号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ9千335万1千円を増額いたしまして、128億7千504万、4万2千円とするものでございます。詳細につきましては、後ほど事項別明細書の方で説明を申し上げます。以下、第2条繰越明許費の補正、第3条地方債の補正がございます。ずっとめくっていただきまして、まず、8ページをお開きください。8ページは第2表繰越明許費補正でございます。衛生費の保健衛生費、まめなか地域健康医療ネットワーク構築事業でございますが、617万2千円繰り、繰越明許しております。これはネットワーク事業の内、ほとんどの事業は終了しておりますがコンピュータ機器整備の部分でございますが、東日本大震災により部品の供給に遅れが出たため国と協議し繰越明許したものでございます。次の土木費の道路橋りょう費、町道下伏谷さつまや線拡幅工事委託金でございますが、県の出羽川の河川改修工事が繰越されたため、この関係で440万円繰越明許しております。合計いたしまして1千57万2千円増額になりまして、繰越明許費の合計が補正前の4億843万8千円から4億1千901万円となるものでございます。続きまして9ページでございます。第3表の地方債補正でございます。これは、それぞれ事業費の確定によるものでございますが、庁舎建設につきましては260万円の減額で1億8千310万円になります。次に道路改良舗装事業費の確定で10万円の減額、急傾斜崩壊対策事業は、日和地区の事業費が320万円の減額、小学校施設整備事業債は市木小学校屋体耐震補強工事費が390万円の減額でございます。以下、現年発生農地補助災害復旧事業債から一番下の現年発生公共土木施設単独災害復旧事業債まで、これは災害復旧関係の事業費の確定でございます。合わせて90万円の減額になっております。以上合計しまして13億2千460万円の地方債が13億1千390万円になるものでございます。続きまして、事項別明細の方へいただまして、4ページをお開きいただきたいと思います。4ページ、歳入でございます。まず、款1の町税でございますが、これは法人分の町民税と市町村たばこ税の最終見込みによれ、より補正してものでございます。続きまして2の地方譲与税から6ページの10、地方交付税まではそれぞれの交付金の確定により補正したものでございます。10ページの地方交付税でございますが、普通交付税の方が調整率による最後の清算。特別地方交付税につきましては特別な財政事情につきまして3月で確定したものを補正しておりますが、合計で1億9千357万6千円増額しております。款12の分担金及び負担金、款13の使用料及び手数料につきましては事業の確定による補正でございます。款14の国庫支出金でございますが、これもほとんど事業費の確定によるものでございます。8ページをお開きいただきたいと思います。8ページの中ほどに衛生費国庫補助金、

保健衛生費補助金として情報通信技術地域人材育成活用事業交付金、これを5千49万9千円減額しておりますが、これは先ほどのまめなか医療地域ネットワーク構築事業の関係でございます。町においては、あのう、ほとんどの事業確定しましてハード部分だけの繰越といたしましたが国の方は全額繰越をされたため補助金としては、この額を減額しております。これにつきましては23年度で、あのう、入る予定ではございます。9ページに行きまして県支出金ですが、これもほとんど事業費の確定によるものでございます。10ページの上の方に保健衛生費補助金とあります。これは新型インフルエンザワクチン接種費用軽減事業補助金については事業内容が変更されたもの、また、あのう、子宮頸ガン等ワクチン接種緊急促進事業費補助金つきまして増額されておまして合わせて650万8千円増額しております。そこから二つ下にいただいてきまして商工費補助金の労働費補助金でございます。これは緊急雇用創出事業費補助金とふるさと雇用再生事業費補助金につきまして各種事業に取り組んでまいりましたが、それぞれのものを確定したため803万4千円減額しております。款16の財産収入でございます。これは土地建物売払収入として県道甲田作木線改良工事にとり、伴いまして追加買収がございまして町有地を売却し、354万7千円増額しております。以下、寄付金、繰越金、諸収入につきましても、それぞれ事業の確定により補正をいたしております。12ページ、款21の町債でございますが、これは先ほどの地方債補正のところで説明しましたように、それぞれ減額補正しております。続きまして13ページ歳出の方でございます。先ず、あのう、総務費の方でございますが、中ほど一般管理費の積立金として財政調整基金積立金、これを2億4千718万5千円増額して積み立てることとしております。その下の工事請負費でございますがこれは雪田養鶏団地の解体工事費の清算による減額でございます。14ページに行ってくださいまして選挙関連のものを、あのう、補正しておりますが、これはそれぞれ選挙に掛かった費用を精算した結果により補正しております。農業委員会委員の選挙費につきましては投票が行われませんでしたので大幅に減額しております。16ページに行ってくださいまして民生費でございます。これは、あのう、福祉関係の事業費の確定がそれぞれでございます。社会福祉総務費の28繰出金でございますが、国民健康保健事業特別会計に繰り出しをしております。これは、あのう、財政安定化支援事業等、繰り出しの指針がありますが、それに基づいて、あのう、確定した結果でございます。18ページに行ってくださいまして衛生、款4の衛生費のところでございますが、これにつきましても繰出金それぞれの会計へ清算した結果により確定しております。19ページの労働費、それから農林水産業費ですが、これについても事業費に、の確定による調整をしております。労働諸費の中の緊急雇用創出事業費とふるさと雇用再生事業費でございますが、これもそれぞれ多岐に渡る事業をやった結果に基づきまして確定したものを補正しております。20ページに行きまして農地費の中に19の負担金補助及び交付金がございますが、これは小規模生産基盤整備事業補助金につきまして、数件取り下げがあった結果により減額しております。同じように下から二番目の林業総務費の負担金補助及び交付金につきましても、鳥獣害防止、防止につきまして未確定であったものについて清算した結果でございます。21ページの土木費でございます。道路橋りょう費の道路維持費の委託料でございますが、除雪費を確定いたしまして730万円減額しております。一番下の河川費でございますが砂防費の負担金補助及び交付金、これにつきましては、先ほど話しました県単急傾斜対策事業の負担金の件でございます。22ページに行ってくださいまして消防費ですが、これも事業費の確定によるものでございます。款10の教育費につきましても事業費の確、事業の確定によりましてそれぞれ補正をしております。23ページの学校管理費の13番、委託料でございます。681万減額しておりますが、これは瑞穂小学校屋体設計をとり、取り止め、耐力

度調査を行ったために、の減額でございます。その二つ下の工事請負費でございますが773万3千円減額しておりますのは、市木小学校屋体耐震補強工事費の減によるものでございます。25ページに行ってくださいまして災害復旧費でございますが、これは先ほど、あのう、地方債補正で申しあげましたとおり減額しております。以上でございます。よろしくお願ひいたします。失礼いたしました、歳出ですが13ページの所をもう一度お開きいただきたいと思います。一般管理費の中ほどの積立金、財政調整基金積立金でございます。あのう、訂正させていただきたいと思ひます。財政調整基金積立金は2億4千857万7千円を増額したものでございます。よろしくお願ひいたします。

●服部町民課長(服部導士) 番外。

●議長(三上徹) はい、服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 議案第54号専決処分の承認を求めることについて、平成22年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号についてご説明いたします。予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2千686万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億179万7千円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の歳入歳出予算事項別明細書の3ページをお開きいただきたいと思います。まず3ページの歳入でございますが、それぞれ交付決定や確定による補正でございます。国庫負担金につきましては、療養給付費負担金が574万1千円の増と大きく、全体で634万6千円の増額でございます。次に3ページと4ページの国庫補助金についてでございますが、財政調整交付金が2千172万円の減、特別調整交付金が205万6千円の減、全体で2千376万円の減額でございます。県補助金につきましては、普通財政調整交付金が242万1千円、特別財政調整交付金が265万6千円の増、全体で507万7千円の増額でございます。次に5ページでございます。共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業交付金が806万8千円の増、保険財政共同安定化事業交付金が2千81万4千円の減、全体で1千274万6千円の減額でございます。療養給付、給付費交付金につきましては、1千181万4千円の増額でございます。基金繰入金につきましては、602、629万2千円減額し、基金の取り崩しをなくしております。次に6ページをお開きいただきたいと思います。他会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金308万4千円、一般会計繰入金1千174万1千円それぞれぞうざく、増額し、全体で1千482万5千円の増額でございます。雑入につきましては、交通事故に伴います損害、自賠責保険分の第三者行為納付金が1千94万7千円の増、全体で1千106万8千円の増額でございます。前期高齢者交付金につきましては、1千996万9千円の増額でございます。次に7ページの歳出でございます。歳出の補正につきましては、歳出の確定や歳入の交付決定などにより、予算額を修正するとともに、財源内訳につきまして必要な修正を行っております。まず、総務費につきましては、国保連合会のシステム適正化に、システム最適化に伴う負担金が確定し、200万円の減額でございます。次に保険給付費についてでございます。療養諸費につきましては、一般被保険者分が88万6千円の増、退職被保険者分が200万円の減、全体で111万4千円の減額でございます。高額療養費につきましては、一般品、一般被保険者分が100万円の減、8ページでございますが退職被保険者分が200万円の減、全体で300万円の減額でございます。助産諸費につきましては、出産育児一時金の100万円の減額でございます。次に9ページでございますが保険事業費の特定健康診査事業費につきましては、100万円の減額、共同事業拠出金の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、200、200万円の減額でございます。基金積立金につきましては、

3千603万2千円の増額、増額でございます。歳入で申しましたように基金の取り崩しは行わないことといたしました。そのため最終的な積立金と積立金利子により年度末残高は1億4千800万円余りを見込んでおります。次に諸支出金の償還金につきましては、財政調整交付金の返還金が発生したことに伴う、94万4千円の増額でございます。以上が国民健康保険事業特別会計補正予算第5号の説明でございます。続きまして、議案第55号専決処分の承認を求めることについて、平成22年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号についてご説明いたします。予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ105万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8千142万2千円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の歳入歳出予算事項別明細書の3ページをお開きいただき、いただきたいと思います。まず3ページの歳入でございます。診療収入につきましては、3月までの実績により見込み、国民健康保険診療報酬収入が21万2千円の減、社会保険診療報酬収入が46万3千円の増、一部負担金収入が34万6千円の増、全体で59万7千円の増額でございます。他会計繰入金につきましては、一般会計からの運営費補てんを164万7千円減額しております。次に4ページの歳出でございます。医業費につきましては、医療品衛生材料費が確定いたしましたので80万円減額し、あわせて医療用消耗品材料費を25万円減額しております。以上が、国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号の説明でございます。続きまして、議案第56号専決処分の承認を求めることについて、平成22年度邑南町老人保健事業特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ262万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ740万1千円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の歳入歳出予算事項別明細書の3ページをお開きいただきたいと思います。まず3ページの歳入でございます。支払基金交付金の医療費交付金につきましては、確定により、13万4千円の増額でございます。県支出金の医療費負担金につきましても、確定により、過年度分について千円の減額でございます。諸収入の雑入につきましては、国保連合会と支払基金からの過誤調整により、249万5千円の増額でございます。次に4ページの歳出でございます。医療諸費につきましては、医療費の確定により、235万2千円の増額でございます。諸支出金の償還金につきましては、平成22年度で老人、老人保健事業特別会計を廃止しますので、その整理のため一般会計繰出金を27万6千円増額するものでございます。以上が、老人保健事業特別会計補正予算第3号の説明でございます。続きまして、議案第57号専決処分の承認を求めることについて、平成22年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4千780万4千円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の歳入歳出予算事項別明細書の3ページをお開きいただきたいと思います。まず3ページの歳入でございます。後期高齢者医療保険料につきましては、確定により、特別徴収保険料が11万5千円の減額、普通徴収保険料が41万6千円の増額でございます。次に4ページの歳出でございます。後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等負担金につきましても、確定により、30万1千円の増額でございます。以上が、後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号の説明でございます。よろしく願いいたします。

- 上田水道課長(上田英至) 番外。
- 議長(三上徹) はい、上田水道課長。

●**上田水道課長(上田英至)** 議案第58号専決処分の承認を求めることについて、平成22年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第5号につきましてご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ575万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9千330万円とするものでございます。詳細は予算に関する説明書で説明いたします。地方債の補正につきましては第2表地方債補正によるものでございます。4ページをお開きください。歳入でございますが水道使用料が160万円の増額でございます。すいません。すいません、失礼しました。補正前の限度額5千880万円を400万円減額し、補正後の限度額を5千480万円とするものでございます。これは工事費等の減額に伴うものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。続きまして主な補正につきましてご説明をいたしますので、予算に関する説明書の3ページをお開きください。歳入でございますが水道使用料が160万円の増額でございます。繰入金は308万5千円の減額でございます。これは工事費等の減額に伴うものでございます。続きまして5ページをお開きください。歳出でございますが総務費の一般管理費の公課費が160万5千円の減額でございますが、これは消費税の確定によるものでございます。簡易水道事業費が415万2千円の減額ですが、委託料の157万5千円の減、工事請負費の241万5千円の減が主なものとなっています。続きまして、議案第59号専決処分の承認を求めることについて、平成22年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号につきましてご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ536万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8千519万円とするものでございます。詳細は予算に関する説明書で説明いたします。地方債の補正につきましては第2表地方債補正によるものでございます。4ページをお開きください。合併浄化槽設置に係る生活排水処理事業費、処理事業債を補正前の限度額2千260万円を250万円減額し、補正後の限度額を2千10万円とするものでございます。これは合併浄化槽設置事業に係る交付金の増が主な原因でございます。これにより地方債合計額の補正後の限度額を2億8千630万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。続きまして主な補正につきまして説明をいたしますので、予算に関する説明書の3ページをお開きください。歳入でございますが分担金及び負担金が145万円の増額でございます。これは農業集落排水事業費並びに下水道事業費分担金の増によるものでございます。使用料及び手数料が115万2千円の増額で、これは下水道使用料の増と排水設備指定工事店更新手数料の増に伴うものでございます。国庫支出金が156万円の増額で、これは合併浄化槽設置の、に係る交付金の増に伴うものでございます。続きまして4ページをお開きください。繰入金が699万7千円の減額でございます。これは下水処理施設の維持管理費等の減少が主な原因でございます。続きまして6ページをご覧ください。歳出の衛生費でございます。464万1千円の減額で、これは合併浄化槽の汚泥引拔手数料と工事請負費の減が主なものでございます。農林水産業費は133万1千円の減額で、これは農業集落排水処理施設の電気使用料の減が主なものでございます。土木費は90万円の減額で、これも下水道処理施設の電気使用料の減が主なものでございます。基金積立金は150万6千円の増額でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

●**小林情報推進課長(小林雅博)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、小林情報推進課長。

●**小林情報推進課長(小林雅博)** 議案第60号専決処分の承認を求めることについて、平成22年度邑南町電気通信事業特別会計ほそう、補正予算第5号についてご説明を申しあげます。予算書1ペ

一ページ目をお開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2千98万6千円を減額し、3億6千875万9千円とするものでございます。詳細については予算に関する説明書でご説明いたします。3ページ目をお開きください。2歳入でございます。主なものについて申し上げます。2使用料及び手数料、2千626万2千円の減額でございます。主なものとしていたしましては基本チャンネル利用料、千387万円の減でございます。これは減免分の減、増によりますものと3月分を、22年3月分を平成23年度歳入としたものでございます。インターネット利用料、これは加入世帯の増によりまして千177万円の増でございます。IP電話使用料、これは無料通話の、が増えたことによりまして2千549万円の減となっております。次に4ページ目をお開きください。8諸収入、雑入633万9千円の増でございます。その他雑入でNHK団体加入手数料と番組製作料が入りまして631万4千円の増でございます。5ページ目をご覧ください。3歳出でございます。1総務費、一般管理費、3千124万9千円の減額でございます。内訳の主なものとしていたしまして使用料及び賃借料、使用料が2千230万の減でございます。これはIP電話の無料通話が増えたためでございます。次に6ページをご覧ください。基金積立金、電気通信事業基金積立金1千79万6千円の増でございます。これは将来の機器更新のための積立金としております。以上でございます。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第61号の提案理由をご説明申し上げます。議案第61号訴えの提起についてでございます。これは町有地において、不法占有の事実があるので、その解除について訴えを起こすものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

●田中建設課長(田中節也) 番外。

●議長(三上徹) はい、田中建設課長。

●田中建設課長(田中節也) 議案第61号についてご説明申し上げます。この議案は地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づきまして、訴えを提起することについて議会の議決を求めるものでございます。1、被告となるべき相手方の住所、氏名、訴えの内容でございますが、住所が邑南町宇都井1078番地2、氏名が松島弘文、訴えの内容ですけれども別紙の、付けております別紙をご覧くださいと思いますけれども、邑南町宇都井1078番地2、1091番地1、1090番地の南側に隣接しております、これ元は国有財産でありました里道、これを国有財産特別措置法に基づきまして国から譲与を受け現在では邑南町が所有しているこの土地におきまして訴えの相手方が県道宇都井阿須那線との境界から6.9mの地点を起点といたしまして、長さが36m、幅が80cmの範囲を不法占有し、通行を阻害している事実がございます。町は、あのう、再三に渡り占有している物件の撤去を求めてまいりましたが、全くこれに応じる姿勢が無く解決策が見いだせない状況にあるため、相手方が不法に占有している町有地の土地の明け渡しを求めるものでございます。2、訴訟遂行の方針といたしまして、訴訟の進行上必要があると認める場合は、相手方と和解することとしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

●議長(三上徹) 以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。始めに、議案第51号に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第51号に対する質疑を終わります。続き

まして、議案第52号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第52号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第53号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第53号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第54号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第54号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第55号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第55号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第56号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第56号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第57号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第57号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第58号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第58号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第59号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第59号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第60号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第60号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第61号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第61号に対する質疑を終わります。以上で、議案の質疑を終わります。これより討論、採決に入ります。始めに議案第51号に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第51号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。したがって、議案第51号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第52号に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第52号に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

●議長(三上徹) はい、賛成多数。したがって、議案第52号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第53号に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第53号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。したがって、議案第53号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第54号に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第54号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。したがって、議案第54号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第55号に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第55号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。したがって、議案第55号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第56号に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第56号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員賛成)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。したがいまして、議案第56号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第57号に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第57号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員賛成)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。したがいまして、議案第57号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第58号に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第58号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員賛成)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。したがいまして、議案第58号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第59号に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第59号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員賛成)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。したがいまして、議案第59号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第60号に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第60号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員賛成)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。したがいまして、議案第、第60号専決処分の承認を求めること

につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第61号に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第61号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。したがって、議案第61号訴えの提起につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで暫時休憩といたします。

—— 午前11時29分 休憩 ——

—— 午後1時5分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

#### 日程の追加 副議長発議

●屋原事務局長(屋原進) 失礼いたします。三上議長が、議長辞職願いを提出されましたので、副議長には、議長席にお着きいただきますようお願いいたします。

(副議長、議長席に着席)

●副議長(辰田直久) 再開をいたします。先ほど、三上議長より口頭をもちまして、議長の辞職願いがなされました。したがって、私が議長の職を務めさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。ここでお諮りを申し上げます。議長、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●副議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第1 議長辞職の件

●副議長(辰田直久) 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。地方自治法第117条に、規定によりまして、三上議長は除斥に該当いたします。退席をお願いいたします。

(三上議長、退席)

●副議長(辰田直久) お諮りをいたします。三上徹氏の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●副議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、三上徹氏の議長の辞職を許可することに決定いたしました。ここで三上議員の除斥を解きます。

(除斥議員入場)

●副議長(辰田直久) 三上議員にお知らせをいたします。あなたより出ておりました議長の辞職願いは許可されましたのでお伝えいたします。ここで暫時休憩とさせていただきますが、このまま議場内でお待ちをいただきたいと思います。

—— 午後1時7分 休憩 ——

—— 午後1時8分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

### 日程の追加 副議長発議

- 副議長(辰田直久) 再開をいたします。議長、議長の辞職により議長が欠員となりました。お諮りをいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思いますが、これに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 副議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第2 議長の選挙

- 副議長(辰田直久) 追加日程第2議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場の出入を閉めます。

(議場の閉鎖)

- 副議長(辰田直久) ただ今の出席議員数は15名でございます。お諮りをいたします。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人は2名とし、3番中村議員、5番日野原議員を立会人に指名をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 副議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、立会人に3番中村議員、5番日野原議員を指名いたします。それでは投票用紙の配布をいたします。

(投票用紙配布、投票箱配置)

- 副議長(辰田直久) 念のために申しあげます。投票は単記無記名でございます。投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

- 副議長(辰田直久) 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

(事務局長、投票箱点検)

- 副議長(辰田直久) 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順番に投票をしてください。

(被選挙人氏名記載)

- 副議長(辰田直久) それでは事務局長が議席番号と氏名を呼びあげますので、順番に投票してください。

- 屋原事務局長(屋原進) 1番大屋議員。2番宮田議員。3番中村議員。5番日野原議員。6番清水議員。8番松本議員。9番亀山議員。10番日高學議員。11番石橋議員。12番高本議員。13番山中議員。14番長谷川議員。15番日高勝明議員。16番三上議員。7番辰田議員。

(副議長議長席で投票、局長が投票箱へ投入)

- 副議長(辰田直久) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

- 副議長(辰田直久) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。これより開票に移ります。3番中村議員、5番日野原議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票、副議長、3番議員、5番議員立会)

- 副議長(辰田直久) 選挙の結果を報告いたします。投票総数15票、有効投票数15票、無効0票

です。有効投票のうち、松本議員14票、長谷川議員1票。以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は4票でございます。したがって、松本議員が議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

●副議長(辰田直久) ただいま議長に当選されました松本議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。松本議員、あなたが邑南町議会議長に当選されました。ここで新議長に承諾のご挨拶をお願いいたします。

●松本議長(松本正) 邑南町議会の議長に皆さまからの選出により就任させていただき、いただくことになり、浅学非才な私にとって身に余る光栄であり、責任の重さも痛感しているところでございます。議会運営にあたりましては、公平無私の立場で、議会が十分機能するように努めます。19年12月に制定されました議会基本条例に基づいて議員活動の公開や、町民との意見交換などを進めることで、ケーブルテレビで議員の一般質問が生放送になり、瞬時に仮定に伝わり議会と町民の皆さまの距離は近くなり、身近な議会として注目されています。議会としては、チェック機能の強化そして議員の地域の声に即応したパイプ役になることが重要であり、住民自治を実現するための機関としてその役割に務め、身近な議会を築かなければなりません。執行部に対しましては、議会として一線を画し、節度を守り、町の振興を目標に相たずさえて町民の負託に応えなければなりません。議会として新しい視点に立ち、町民の皆さまにより身近な議会を示し、町の発展と様々な課題の解決に努めたいと思っております。皆さまのさらなるご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。大変ありがとうございました。

●副議長(辰田直久) 以上をもちまして、議長としての職務はすべて終了いたしました。皆さま方のご協力をいただきましたおかげで、スムーズに進行ができ、議長の選挙を行うことができました。皆さまのご協力ありがとうございました。松本議長、議長席へお着きください。

(副議長議長席退席、新議長着席)

●松本議長(松本正) ここで暫時休憩とさせていただきます。

—— 午後 1 時 27 分 休憩 ——

—— 午後 1 時 37 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

#### 日程の追加 議長発議

●松本議長(松本正) 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。先ほどの議長の選挙に伴い、申し合わせにより議席の一部を変更する必要が生じました。これを日程に追加し、追加日程第3として、議題にいたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●松本議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第3 議席の一部変更

●松本議長(松本正) 追加日程第3議席の一部変更を行います。議長の選挙に伴い、会議規則第3条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。亀山議員の議席を8番に、日高學議員の議席を9番に、石橋議員の議席を10番に、高本議員の議席を11番に、山中議員の議席を12番に、三上議員の議席を13番に、松本議員の議席を16番に、それぞれ変更いたします。変更した議席は、

お手元にお配りしました邑南町議会議席表のとおりです。ここで暫時休憩とさせていただきます。  
この場でお待ちください。

—— 午後 1 時 3 9 分 休憩 ——

—— 午後 1 時 4 1 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

#### 日程の追加 議長発議

- 松本議長(松本正) 再開をいたします。先ほど、辰田副議長より口頭をもって、副議長の辞職願いがなされました。ここでお諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として議題にいたしたいと思えます。これに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 松本議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第4 副議長辞職の件

- 松本議長(松本正) 追加日程第4副議長議席、辞職の件を議題といたします。地方自治法第117条に、規定によって、辰田副議長は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(辰田副議長、退席)

- 松本議長(松本正) お諮りをいたします。辰田直久氏の副議長の辞職を許可することに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 松本議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、辰田直久氏の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。ここで辰田議員の除斥を解きます。

(除斥議員入場)

- 松本議長(松本正) 辰田議員にお知らせをいたします。あなたより出されておりました副議長の辞職願、辞職願いは許可されましたのでお伝えをいたします。ここで暫時休憩とさせていただきますが、そのまま議場内でお待ちください。

—— 午後 1 時 4 3 分 休憩 ——

—— 午後 1 時 4 4 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

#### 日程の追加 議長発議

- 松本議長(松本正) 再開をいたします。副議長が欠員となりました。お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として選挙を行いたいと思えます。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 松本議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として選挙を行うことに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第5 副議長の選挙

- 松本議長(松本正) 追加日程第5副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めます。

(議場の閉鎖)

- 松本議長(松本正)** ただ今の出席議員数は15名でございます。お諮りをいたします。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人は2名とし、6番清水議員、7番辰田議員を立会人に指名したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 松本議長(松本正)** 異議なしと認めます。したがって、立会人に、6番清水議員、7番辰田議員を指名いたします。それでは投票用紙の配布をいたします。

(投票用紙配布、投票箱配置)

- 松本議長(松本正)** 念のために申しあげます。投票は単記無記名でございます。投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

- 松本議長(松本正)** 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

(事務局長、投票箱点検)

- 松本議長(松本正)** 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順番に投票してください。

(被選挙人氏名記載)

- 松本議長(松本正)** それでは、事務局長が議席番号と氏名を呼びあげますので、順番に投票してください。

- 屋原事務局長(屋原進)** 1番大屋議員。2番宮田議員。3番中村議員。5番日野原議員。6番清水議員。7番辰田議員。8番亀山議員。9番日高學議員。10番石橋議員。11番高本議員。12番山中議員。13番三上議員。14番長谷川議員。15番日高勝明議員。16番松本議員。

(議長議長席で投票、局長が投票箱へ投入)

- 松本議長(松本正)** 投票漏れは、ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 松本議長(松本正)** 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。これより開票を行います。6番清水議員、7番辰田議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票、議長、6番清水議員、7番辰田議員立会)

- 松本議長(松本正)** 選挙の結果を報告いたします。投票総数15票、有効投票15票、無効投票0票です。有効投票のうち、石橋議員14票、山中議員1票。以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は4票でございます。したがって、石橋議員が副議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く。)

- 松本議長(松本正)** ただいま副議長に当選をされました石橋議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。石橋議員、あなたが邑南町議会副議長に当選をされました。ここで新副議長に承諾のご挨拶をお願いいたします。

- 石橋副議長(石橋純二)** ただいま副議長に選出をいただきました。誠に身にあまり光栄と、光栄でございます。先ほど松本新議長がお話をされましたように、開かれた議会、そしてこちらから出かけて行く議会、そしてこうしたことに松本議長の下で務めてまいりたいと思います。何分とも浅学非才の身ではございますが、皆さま方のご指導、ご協力を得ましてこの邑南町の議会さらには町、住民の皆さんの益々の発展されますことを、ように精一杯努力してまいりたいと思いますので、

どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

- 松本議長(松本正) 以上で、新副議長の就任の挨拶を終わります。ここで暫時休憩といたします。

—— 午後 2 時 0 0 分 休憩 ——

—— 午後 2 時 1 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

#### 日程の追加 議長発議

- 松本議長(松本正) 再開をいたします。先ほど、議会広報特別委員会の委員 6 名全員から、また浜田作木線改良促進特別委員会の委員 6 名全員から、口頭をもって委員を辞任したいとの申し出がありました。ここでお諮りをいたします。議会広報特別委員会委員の辞任の件を追加日程第 6 として、また浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件を追加日程第 7 として日程に追加し、議題にいたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 松本議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、議会広報特別委員会委員の辞任の件を追加日程第 6 として、また浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件を追加日程第 7 として日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第 6 議会広報特別委員会委員の辞任の件

- 松本議長(松本正) 追加日程第 6 議会広報特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第 117 条に、17 条に、規定によって、日高勝明議員、石橋議員、清水議員、日野原議員、中村議員、大屋議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(議会広報特別委員会委員、全員退席)

- 松本議長(松本正) 本日、日高勝明議員、石橋議員、清水議員、日野原議員、中村議員、大屋議員から議会広報特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りをいたします。本件は申し出のとおり辞任を許可、許可することに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 松本議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、日高勝明議員、石橋議員、清水議員、日野原議員、中村議員、大屋議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許、許可することに決定をいたしました。ここで退席されております 6 名の議員の除斥を解きます。

(除斥議員入場)

- 松本議長(松本正) 日高勝明議員、石橋議員、清水議員、日野原議員、中村議員、大屋議員にお知らせいたします。提出されておりました議会広報特別委員会委員の辞任は許可されましたのでお伝えをいたします。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第 7 浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件

- 松本議長(松本正) 追加日程第 7 浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第 10、117 条の規定によって、長谷川議員、三上議員、山中議員、清水議員、日野原議員、中村議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(浜田作木線改良促進特別委員会委員、全員退席)

- 松本議長(松本正) 本日、長谷川議員、三上議員、山中議員、清水議員、日野原議員、中村議員から浜田作木線改良促進特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りいたします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 松本議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、長谷川議員、三上議員、山中議員、清水議員、日野原議員、中村議員の浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。ここで退席されております6名の議員の除斥を解きます。

(除斥議員入場)

- 松本議長(松本正) 長谷川議員、三上議員、山中議員、清水議員、日野原議員、中村議員にお知らせをいたします。提出されておりました浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任は許可されたのでお伝えをいたします。ここで暫時休憩とさせていただきます。

—— 午後 2 時 8 分 休憩 ——

—— 午後 4 時 3 5 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

### 日程の追加 議長発議

- 松本議長(松本正) 再開をいたします。お諮りいたします。常任委員会委員、議会運営委員会委員の任期が、5月11日をもって満了となります。これらの常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任を、邑南町議会委員会条例第7条第2項の規定により行うものとし、常任委員会委員の選任を追加日程第8、議会運営委員会委員の選任を追加日程第9として日程に追加し、また特別委員会委員の辞任に伴います、特別委員会委員の選任を追加日程第10、同委員会の委員長、副委員長の互選を追、追加日程第11として、日程に追加し、また邑智郡総合事務組合議会議員、邑智郡公立病院組合議会議員、江津邑智消防組合議会議員の辞職に伴います、これらの議会議員の選、選挙を日程に追加し、追加日程第12から第14として。また町長から監査委員の選任の同意について、議案第62号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第15として議題にしたいと思いません。これに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 松本議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員の選任を追加日程第8。議会運営委員、委員会委員の選任を追加日程第9。特別委員会委員の選任を追加日程第10。特別委員会委員長、副委員長の互選を追加日程第11。邑智郡総合事務組合議会議員の選挙を追加日程第12。邑智郡公立病院組合議会議員の選挙を追加日程第13。江津邑智消防組合議会議員の選挙を追加日程第14。議案第62号監査委員の選任の同意についてを追加日程第15として議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第8 常任委員会委員の選任

- 松本議長(松本正) 追加日程第8、常任委員会委員の選出、選任についてを議題といたします。お諮りいたします。常任委員会委員の選任につきましては、邑南町議会委員会条例第7条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしております名簿のとおり指名をいたしたいと思いません。これに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 松本議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員の選出につきましては、お手元に配布しております名簿のとおり決定をいたしました。ここで暫時休憩といたし、いたします。この場でお待ち下さい。

(議会運営委員会、特別委員会委員名簿配布)

—— 午後 4 時 3 9 分 休憩 ——

—— 午後 4 時 3 9 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第9 議会運営委員会の選任

- 松本議長(松本正) 再開をいたします。追加日程第9議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。お諮りいたします。議会運営委員会議員、委員の選任につきましては、邑南町議会委員会条例第7条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしております名簿のとおり指名をいたしたいと思っております。これに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 松本議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員の選任につきましては、お手元に配布しております名簿のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第10 特別委員会委員の選任

- 松本議長(松本正) 追加日程第10特別委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りいたします。特別委員会委員の選任につきましては、邑南町議会委員会条例第7条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしております名簿のとおり指名をいたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 松本議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、特別委員会委員の選任につきましては、お手元に配布しております名簿のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### (追加日程第11 特別委員会委員長、副委員長の互選)

- 松本議長(松本正) 追加日程第11特別委員会委員長、副委員長の互選を議題といたします。特別委員会の委員長及び副委員長を、邑南町議会委員会条例第9条第1項の規定により互選をしていただき、決定次第、報告をお願いいたします。ここで暫時休憩といたします。

(特別委員会の正副委員長及び一部事務組合議会議員名簿配布)

—— 午後 4 時 4 2 分 休憩 ——

—— 午後 4 時 4 4 分 再開 ——

- 松本議長(松本正) 再開をいたします。本日の会議時間は都合によって、あらかじめ延長いたします。特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果を報告をいたします。特別委員会の委員長及び副委員長は、お手元に配布した名簿のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第12 邑智郡総合事務組合議会議員の選挙

- 松本議長(松本正) 追加日程第12邑智郡総合事務組合議会議員の選挙を行います。お諮りをいたします。選挙の方法、方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、よりまして指名推薦により行いたいと思っております。これに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 松本議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定をいたしました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思

います。これに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 松本議長(松本正)** したがって、議長が指名することに決定をいたしました。それでは指名をさせていただきます。邑智郡総合事務組合議会議員に、松本議員、長谷川議員、山中議員、中村議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名の議員を邑智郡総合事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 松本議長(松本正)** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました松本議員、長谷川議員、山中議員、中村議員が邑智郡総合事務組合議会議員に当選されました。ただいま、邑智郡総合事務組合議会議員に当選されました4名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第13 邑智郡公立病院組合議会議員の選挙

- 松本議長(松本正)** 追加日程第13 邑智郡公立病院組合議会議員の選挙を行います。お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推薦により行いたいと思います。これに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 松本議長(松本正)** 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定をいたしました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。これに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 松本議長(松本正)** 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。それでは指名をさせていただきます。邑智郡公立病院組合議員、議会議員に、松本議員、三上議員、石橋議員、清水議員、宮田議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま指名いたしました5名の議員を邑智郡公立病院組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 松本議長(松本正)** 異議なしと認めます。したがって、したがって、ただいま指名いたしました、松本議員、三上議員、石橋議員、清水議員、宮田議員が邑智郡公立病院組合議会議員に当選されました。ただいま、邑智郡公立病院組合議会議員に当選されました5名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第14 江津邑智消防組合議会議員の選挙

- 松本議長(松本正)** 追加日程第14 江津消、江津邑智消防組合議会議員の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推薦により行いたいと思います。これに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 松本議長(松本正)** 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定をいたしました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 松本議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。それでは指名をさせていただきます。江津邑智消防組合議会議員に、松本議員、山中議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま指名いたしました2名の議員を江津邑智消防組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 松本議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました松本議員、山中議員が江津邑智消防組合議会議員に当選されました。ただいま、江津邑智消防組合議会議員に当選されました2名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。ここで休憩に入らせていただきます。この場でお待ちいただきたいと思います。

—— 午後 4 時 4 9 分 休憩 ——

—— 午後 4 時 5 0 分 再開 ——

(執行部着席)

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第15 議案第62号監査委員の選任の同意について

- 松本議長(松本正) 再開をいたします。追加日程第15、議案第62号監査委員の選任の同意についてを議題といたします。議案第62号につきましては、地方自治法第117条の規定によって、12番山中議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(山中議員退席)

- 松本議長(松本正) 執行部から提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長(石橋良治) はい、議長。

- 松本議長(松本正) 石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治) それでは議案第62号の提案理由をご説明申し上げます。本議案は、議会議員の中から選任する監査委員について、議会の同意を求めるものでございます。山中康樹議員さんをお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 松本議長(松本正) 以上で、執行部の説明は終了いたしました。ここでお諮りをいたします。議案第62号につきましては、人事案件でございますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 松本議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって議案第62号は、質疑、討論を省略して直ちに採決することに決定をいたしました。これにより議案第62号を採、これより議案第62号を採決いたします。議案第62号に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 松本議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第62号監査委員の選任の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。ここで山中議員の除斥を解きます。

(除斥議員入場)

- 松本議長(松本正) 山中議員にお知らせをいたします。議案第62号につきましては、原案のとおり同意することに決定をいたしましたのでお知らせいたします。

~~~~~○~~~~~

閉会宣告

●松本議長(松本正) 以上で、本臨時会に付議されました案件は、すべてを、すべて議了いたしましたので、これをもって、本臨時会を閉会といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●松本議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会を閉会することに決定をいたしました。これをもちまして、平成23年第3回邑南町議会臨時会を閉会したいと、閉会いたします。ご苦労様でございました。

—— 午後 4 時 5 5 分 閉会 ——